

「医療費のお知らせ」

令和7年1月29日（水）発行【令和5年11月～令和6年10月診療分】

今回は、令和8年1月発行予定です。

- ・医療費のお知らせは、組合員と被扶養者の皆様に医療費の額等をお知らせすることで、健康に対する関心を高めていただくとともに、医療費事業の適正な運営に取り組むため、送付しています。
- ・医療費のお知らせは確定申告の医療費控除の添付書類として使用できるとされていますが、対象期間の受診をすべて掲載できているとは限らないため、必ず医療機関が発行する領収書を保管しておいてください。確定申告（医療費控除）の詳細は、税務署へお問合せください。

「医療費のお知らせ」の見方

	①	②	③		④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩
診療を受けた方	診療 年月	診療 区分	日 数	医療機関名	医療費の 総額 (円)	共済組合で 支払った額 (円)	国や地方 自治体で 支払った額 (円)	あなたが 支払った額 (円)		⑧ 附加給付 (円)	⑨ 高額療養費 (円)	備 考
□□□□□□	××××	○○	99	×××××××	99,999,999	99,999,999	99,999,999	99,999,999		99,999,999	99,999,999	*

① 医療機関等で診療等を受けられた年月です。

② 次のいずれかを表示しています。

入院・外来・歯入(歯科入院)・歯外(歯科外来)・調剤(薬局)・接骨(柔道整復師による施術)・鍼マ(鍼灸マッサージ師による施術)・療養(療養費請求)・移送(移送費請求)・合算(世帯合算)・高額・施設・訪問

③ 通院・入院日数のほか、電話等で治療上の意見・指示を求めた場合や、入院中に他の医療機関から往診を受けた場合の日数も含まれることがあります。調剤の場合は、薬局から調剤を受けた回数です。

④ 医療費の総額です。

⑤ 共済組合が医療機関等へ支払った額です。

⑥ 公費助成制度により市町村等が医療機関等へ支払った額です。

⑦ 組合員の方が医療機関等窓口で支払った額です。（実質負担額＝⑦－⑧－⑨）

実際に医療機関等の窓口で支払った額は、10円未満を四捨五入した額となりますので、お手元の領収書と一致しないことがあります。「限度額適用認定証」を使用し、窓口負担が軽減されている場合は、窓口で支払った額を表示します。

公費医療助成があった場合、共済組合では窓口で支払った額の把握が困難なため、⑦あなたが支払った額を「0円」と表示することがあります。この場合、☆印を表示します。

⑧ 共済組合が組合員の方へ支払った附加給付（一部負担金払戻金又は家族療養費附加金）の額です。

⑨ 共済組合が組合員の方へ支払った高額療養費の額です。

⑩ 同一月内に世帯で合算して高額療養費等が支給された場合、合算対象となった方の医療費について「備考」欄に*印を表示します。

注

○ 受診医療機関名等の欄の表示がない場合があります。

○ 「支給決定通知書」とは、給付金の支給の都度発行する送金案内です。支給がない場合は、発行しません。

○ 医療費控除の申告は通年でできます。詳しくは、税務署にお問合せください。

○ 公務災害、第三者加害行為に該当する場合は、記載されません。ただし、認定前に保険証を使用して受診した場合、記録が掲載される事があります。